

べい ブロック塀などの安全対策を行ってください

☎建築課 ☎(582)1139 ☎(582)3284

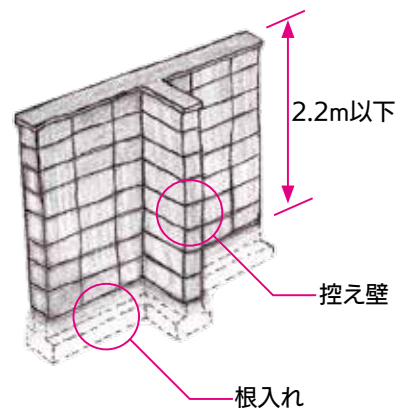
危険なブロック塀などを放置すると、地震などの災害発生時に倒壊して、人に危害を加えたり避難や救助の妨げになることがあります。

ブロック塀などの維持管理は、所有者などの責任で行ってください。まずは自分で今あるブロック塀の安全点検を行い、わからないことがある場合や危険な塀とわかった場合は、速やかに専門業者などに相談しましょう。

主な点検項目

- ・ブロック塀に傾きやひび割れ、ぐらつきがないか。
- ・高さは2.2m以下か(標準的なサイズのブロック積の場合、1段あたり20cmの高さ)。
- ・控え壁が設けられているか。

※ほかに建築基準法により鉄筋が必要ななどの規定あり。



熊本地震で倒壊したブロック塀。こうなる前に早めに安全対策を！

ブロック塀などの撤去・改修に補助金を活用してください

地震など災害での倒壊被害を防止するために、ブロック塀などの撤去・改修に補助を行っています。

対象となるブロック塀 コンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀、組積造(石、レンガなど)の塀などで次のすべての条件を満たすもの

- ・地面からの高さが80cm以上あること。
- ・道路または公園に面し、倒壊による被害が道路などにおよぶ恐れがあるもの。

補助対象者 市内にあるブロック塀の所有者(工事の契約者)で、市税を滞納していない人

対象となる工事および補助金額

- ・ブロック塀などを撤去する場合、費用の2/3(限度額15万円)。
 - ・ブロック塀などを撤去し、軽量のフェンスなど(フェンス、板塀、生垣など軽量なもので、基礎などの高さが40cm以下のもの)を新設する場合、費用の2/3(限度額25万円)。
- ※1 いずれも千円未満切り捨て。
※2 道路後退などの必要な処置を行うことが条件。

定 予算の範囲内で先着順(残予算額約150万円)。

申 申請書類など必要書類を建築課へ直接持参し申請してください。詳しくはホームページをご覧ください。もしくは建築課へお問い合わせください。

他・予算に達した場合は受け付けを終了します。

- ・工事に着手する前に交付申請を行ってください。着手後の申請は受け付けできません。